

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 2 部門第 4 区分
 【発行日】令和 7 年 1 月 23 日(2025.1.23)

【国際公開番号】WO2023/008364
 【出願番号】特願 2023-538514(P2023-538514)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/34(2006.01)

B 3 2 B 27/32(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

10

【F I】

B 3 2 B 27/34

B 3 2 B 27/32 D

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和 7 年 1 月 15 日(2025.1.15)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

少なくとも基材層及びシーラント層を有する積層フィルムであって、
 前記基材層が二軸延伸ポリアミドフィルムであり、前記二軸延伸ポリアミドフィルムは、
 A 層の少なくとも片面に B 層が積層され、前記 A 層は化石燃料由来の - カプロラクタム
 をラクタム単位とするポリアミド 6 樹脂 70 質量%以上、99 質量%以下と、バイオマス
 由来の原料を含むポリアミド樹脂 1 質量%以上、30 質量%以下を含み、前記 B 層は化石
 燃料由来の - カプロラクタムをラクタム単位とするポリアミド 6 樹脂 70 質量%以上、
 100 質量%以下を含み、

30

前記シーラント層は未延伸ポリオレフィンフィルムであり、前記未延伸ポリオレフィンフ
 イルムは、ポリプロピレン系樹脂 70 質量%以上、95 質量%以下と、原料の少なくとも
 一部がバイオマス由来である直鎖状低密度ポリエチレン樹脂 5 質量%以上、30 質量%以
 下を含む、積層フィルム。

【請求項 2】

前記シーラント層が、前記基材層の前記 B 層の側に積層された、請求項 1 記載の積層フ
 イルム。

【請求項 3】

前記基材層における炭素 14 の含有量が基材層中の全炭素に対して 1%以上、30%以
 下である、請求項 1 に記載の積層フィルム。

40

【請求項 4】

前記基材層における原料の少なくとも一部がバイオマス由来であるポリアミド樹脂が、
 ポリアミド 11、ポリアミド 410、ポリアミド 610、及びポリアミド 1010 からな
 る群から選ばれる少なくとも 1 種のポリアミド樹脂である、請求項 1 に記載の積層フィ
 ルム。

【請求項 5】

前記シーラント層における炭素 14 の含有量がシーラント層中の全炭素に対して 3%以
 上、30%以下である、請求項 1 に記載の積層フィルム。

【請求項 6】

50

前記シーラント層が、シール層、コア層及びラミネート層を有し、
前記シール層を構成する樹脂組成物が、プロピレン - オレフィンランダム共重合体 9 4 質量%以上、1 0 0 質量%以下と、直鎖状低密度ポリエチレン 0 質量%以上、3 質量%以下を含み、
前記コア層を構成する樹脂組成物が、プロピレン - オレフィンランダム共重合体 2 5 質量%以上、9 7 質量%以下と、直鎖状低密度ポリエチレン 3 質量%以上、4 0 質量%以下を含み、
前記ラミネート層を構成する樹脂組成物が、プロピレン - オレフィンランダム共重合体 2 5 質量%以上、7 0 質量%以下と、直鎖状低密度ポリエチレン 3 質量%以上、5 0 質量%以下を含み、
前記シーラント層内において、前記基材層に接する面から、ラミネート層、コア層、シール層の順に存在する、請求項 1 に記載の積層フィルム。

10

【請求項 7】

前記積層フィルムにおける炭素 1 4 の含有量が積層フィルム中の全炭素に対して 2 % 以上、3 0 % 以下である、請求項 1 に記載の積層フィルム。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の積層フィルムを用いた包装袋。

20

30

40

50